

岐阜県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療制度関係事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）に対するパブリックコメント実施要領

特定個人情報保護評価書とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第27条第1項に、個人番号を含む個人情報ファイル（以下「特定個人情報」といいます。）を保有しようとするまたは保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものとして、規定されています。

特定個人情報保護評価書の中で、特定個人情報の漏えいなどの事態を発生させるリスクを軽減する適切な措置をとるために、「全項目評価書」をとりまとめております。

このたび、平成29年7月以降の地方公共団体・医療保険者等での情報連携に伴い、個人情報ファイルの取扱い方法に大幅な変更が生じることから、特定個人情報保護評価の再実施を行い全項目評価書の内容を改めましたので、その内容について広く住民等の皆さまからのご意見を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見等について、個別の回答はいたしません。意見の概要とそれらに対する当広域連合の考え方につきましては、後日当広域連合ホームページ上などで公表します。

1. 公表する資料

- 後期高齢者医療制度関係事務に関する特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）

2. 公表する資料・参考資料の閲覧場所

- 広域連合ウェブサイト
- 広域連合総務課窓口
※平日の開庁時間内（午前8時45分～午後5時30分）に限ります。
- 岐阜県内市町村後期高齢者医療担当課窓口
※各市町村の開庁時間内に限ります。

3. ご意見の募集期間

- 平成28年12月22日（木）から平成29年1月20日（金）まで

4. ご意見の提出先・提出方法

①郵送の場合（平成29年1月20日**必着**）

〒501-6111 岐阜県岐阜市柳津町宮東一丁目1番地
岐阜県後期高齢者医療広域連合 総務課

※封筒の表面に「パブリックコメント意見書 在中」と朱書きしてください。

②ファクシミリの場合（平成29年1月20日午後5時30分**必着**）

FAX番号：058-218-2275

③電子メールの場合（平成29年1月20日午後5時30分**必着**）

メールアドレス：iryuu-kr@gkouiki.jp

※件名に「特定個人情報保護評価書（案）に対する意見」とご記入ください。

（注意）電話又は持参による意見の提出はできません。

5. ご意見をお寄せいただく際のごお願い

①ご意見を提出していただく際は、内容のほか、以下の項目をご記入いただきますようお願いいたします。

○住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地及び名称）

○連絡先

②ご意見を提出していただく際は、所定の記入用紙をご利用ください。

③意見は日本語で作成してください。

6. 問い合わせ先

岐阜県後期高齢者医療広域連合 総務課

電話番号：058-387-6368

受付時間：午前8時45分から午後5時30分まで（土・日曜日祝日を除きます。）

7. 個人情報の取り扱い

ご意見をお寄せいただいたことにより得られた個人情報につきましては、ご意見の内容をおたずねするなど、こちらから連絡を差し上げる必要がある場合に限り使用させていただき、外部に流出することがないよう厳正に取り扱います。